

尼崎市総合計画

(仮称)まちづくり基本計画(素案)

《 目 次 》

	ページ
1 策定の趣旨	2
(1) 施策の方向性を示す	2
(2) 各主体の役割について考え方を示す	2
(3) 計画の進め方を示す	2
2 計画の期間	2
3 施策体系	3
(1) マトリックス型の施策体系	3
(2) 施策間の連携	3
(3) 施策の概要	5
4 施策別の取組（各論）	7
・施策の見方	7
・施策ごとの取組（22施策）	9
・ありたいまちに向けた各施策の取組一覧	11
5 計画における主要取組項目	14
(1) 主要取組項目について	14
(2) 主要取組項目の取り扱い	14
(3) 主要取組項目に関する施策間の連携	14
1 人づくりと市民活動の振興	15
2 市民の健康と就労の支援	15
3 産業活力とまちの魅力の向上	16
4 まちの持続可能性を高める	16
6 行政運営	17
(1) 財政健全化の取組	17
(2) 行政改革の取組	17
(3) 情報発信と市民の市政参画の促進	18
7 計画の推進	19
(1) 施策の評価	19
(2) 施策の重点化等	20
8 共通する基本的事項に関する考え方	21
(1) 人口	21
(2) 土地利用	21

1. 策定の趣旨

まちづくりを進めていくためには、市民、事業者、行政が、「まちづくりの方向」を共有し、それぞれの能力を発揮するとともに、お互いに足りないところを補いあいながら、力を合わせて取り組んでいくことが大切です。

まちづくり基本計画は、こうしたまちづくり構想に示す「まちづくりの進め方」の考え方に沿って、「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを進めていくための取組を示すものです。

(1) 施策の方向性を示す

まちづくりのさまざまな分野ごとに、「ありたいまち」に近づくための課題と取組の方向性を、「施策」として示しています。

(2) 各主体の役割についての考え方を示す

「施策」は、「行政が取り組むこと」を中心として記載していますが、あわせて市民の意見を取り入れながら、「市民や事業者の皆さんができること」や、また、その活動に対して「行政として支援できること」も含めて示しています。

今後、ともに力を合わせながら「ありたいまち」を目指してまちづくりを進めていくにあたって、この計画が、市民・事業者の皆さんにも、それぞれができることや役割について考えていただくきっかけとなるよう取り組んでいきたいと考えています。

(3) 計画の進め方を示す

計画を着実に進めていくための考え方を示すとともに、行政として計画を進めるうえで特に力を入れて取り組む項目や、自律的な自治体運営を持続していくための考え方を示しています。

2. 計画の期間

平成25年(2013年)から平成29年(2017年)までの5年間とします。

社会経済情勢の変化に対応していくため、計画期間をまちづくり構想前半の5年間とし、「ありたいまち」を目指した取組の方向性や効果を検証したうえで、後期計画の策定に引き継ぎます。

3. 施策体系

(1) マトリックス型の施策体系

まちづくり構想に示す4つの「ありたいまち」の実現に向けては、いずれも関連する複数の施策を実施していく必要があります。

まちづくり基本計画では、それぞれの施策と4つの「ありたいまち」との関連性を示し、その実現に向けて、各施策がどのように貢献していくのかを明らかにするために、施策の体系を4つの「ありたいまち」に基づいたマトリックス型で表しています。

(2) 施策間の連携

行政が仕事を進めるうえで、4つの「ありたいまち」それぞれにおいて、施策間で十分に連携を図り、効果的にまちづくりを進めていくことが必要です。

そこで、施策体系をマトリックス型とすることで、それぞれの施策がどの「ありたいまち」に関係するのかを示すだけでなく、施策間で連携することを意識できるようにしています。

たとえば、人材を育成する部門(教育など)は、育った人材を活用する部門(産業部門や地域振興部門など)につないでいくこと、また、人材を活用する部門はどのような人材が求められているかを、人材を育成する部門に伝えていくことが重要です。このような、つながりの視点を意識していくことで、より効果的なまちづくりができます。

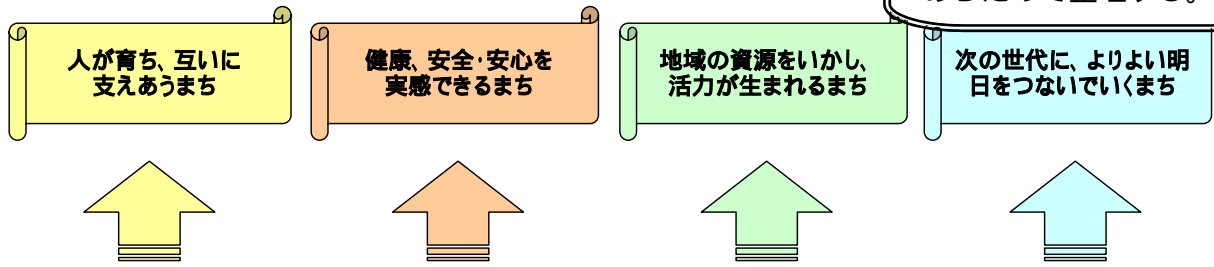
まちづくり構想においても、これからのまちづくりは、「人と人とのつながりを強め、まちの力を高めていくことが重要」としています。

地域コミュニティや、子育て、教育の場、産業や商業活動の場など、さまざまな場面で、人と人とのつながりを強め、連携していくことで、施策の取組の効果を高め、よりよい成果を発揮していくことが必要です。

こうしたことから、個々の施策において具体的取組を進めるに当たっては、施策間の連携に努めるとともに、施策に関係するさまざまな主体間のつながりが強まり、広がることを意識して取組を進めていきたいと考えています。

施策体系マトリックス（「ありたいまち」と各施策の関係）

仮貼付
今後の各論の審議を踏まえ、
あらためて整理する。



【地域コミュニティ】			
【人権尊重】			
【環境保全】			
	【保険・年金】		
【文化・交流】		【文化・交流】	
	【消費生活】		
【地域福祉】			
【生活支援】			
【障害者支援】			【障害者支援】
【高齢者支援】			
【地域保健】			【地域保健】
【子ども子育て支援】			【子ども子育て支援】
【産業振興】		【産業振興】	
		【商業振興】	
		【企業立地】	
【雇用対策】			
【住環境の改善】			
	【安全空間の確保】		【安全空間の確保】
	【救急・防災】		
【地域の歴史】		【地域の歴史】	
【学校教育】			
【生涯学習】			

(3) 施策の概要

計画を構成する施策名称とその概要を一覧にしたものです。

	施策名称	施策の概要	該当分野
1	多様な主体が支えあう地域づくり	立場や特性の異なるさまざまな主体が、お互いを認め、分かり、尊重し、適切な役割・責任分担のもと連携し、自治意識を高め、相乗効果을上げながら、より良い地域社会、くらしやすいまちを実現します。	・市民協働 ・コミュニティ活動 ・地域自治
2	「人権文化の息づくまち・あまがさき」の実現	人権教育や啓発活動、国際理解の推進、男女共同参画社会づくりなどの取組により、市民が人権問題に関する事例や人権の概念などについて学び、社会において主体的に参画していくことで、本市のまちづくりに積極的な関わりを持ち、その個性と能力を十分に発揮できるようにする。	・人権尊重 ・多文化共生 ・男女共同参画
3	持続可能な環境と共生するまちづくり	地球温暖化の防止、循環型社会の形成、生物多様性の保全、環境負荷への低減などに市民、事業者、行政が一体となって取り組み、未来の子どもたちや動植物が良好な環境や限りある資源を享受できるまち、「持続可能な環境と共生するまち」の実現を目指す。	・地球温暖化の防止 ・循環型社会の形成 ・生物多様性の保全 ・公害の防止
4	安定した医療保険・年金制度の運営を目指して	予期しない病気やけがに遭っても、安心して医療が受けられるよう国民健康保険等の制度について、市民に一層の周知を行うとともに、国・県などの関係機関と連携を図りながら、長期的に安定した制度運営を目指す。	・国民健康保険 ・国民年金
5	地域の魅力を磨き、人を呼び集めるまちづくり	多様な文化や文明を背負う人々にまちが開かれ、自由に交流できる空間となっている。そこは、新たなものを生み出す創造力と活力にあふれ、訪れたい、働きたい、住みたいと思う魅力あるまちの実現を目指す。	・文化振興 ・交流 ・観光
6	安心できる安全で豊かな消費生活の実現	消費者問題が複雑多様化している中、消費生活に関心を持つ市民自身の備えと行政のサポートにより、市民の消費活動における安全・安心の確保を目指す。 地方卸売市場において、生鮮食料品の「安全・安心」と「安定供給」の確保に努め、市民が安心できる安全で豊かな消費生活の実現を目指す。	・消費者保護 ・地方卸売市場の活性化
7	誰もがその人らしく暮らせる地域福祉社会の実現	地域に住むすべての人が自ら望むその人らしい生活を送り続けながら、安全のみならず、安心して孤立することなく暮らせるまちとするため、市民が主体的な関心を持ち、みんなで地域福祉を育むことによって、誰もがその人らしく暮らせる地域福祉社会の実現を目指す。	・地域福祉
8	生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまちづくり	生活に課題を抱える人が、必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるまちの実現を目指す。	・生活支援 ・自立支援 ・児童虐待防止
9	障害者が自立し地域で暮らせる社会の実現	「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方に基づき、誰もが地域の中で豊かに生活し、地域との関わりの中で、自立して過ごせる支え合いのまちづくりといった人間尊重の視点に立った施策の推進により、障害のある人の地域での自立生活と共生社会の実現を目指す。	・障害者福祉
10	高齢者が安心して暮らせる地域社会の構築	高齢者の生活様式、考え方や価値観は今後ますます多様化していくと考えられる中、こうした新たな価値観を持った高齢者像を念頭に置き、高齢者が尊厳を持ちながら、安心して多様な暮らし方を選択できる地域社会の構築を目指す。	・高齢者福祉 ・介護予防 ・介護保険
11	すべての人がいきいきと健康に安心して暮らせるまちづくりの推進	市民が健康や保健医療についての正しい知識を持ち、社会全体で市民の健康づくりを支え、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組みながら、心身ともに健康に生涯を通じていきいきと暮らせるまち、ライフステージやその人に応じた適切な保健医療サービスを安心して受けられるまち、健やかな生活環境で生涯にわたって安心して過ごせるまちを目指す。	・地域医療 ・健康づくり ・保健・衛生

仮貼付
 施策名称や文章については、今後の各論の
 審議を踏まえ修正する。

	施策名称	施策の概要	
12	安心して子育てができ、子どもが健やかに育つ環境の創出	子育て家庭への支援や協力、子どもや子育て支援者が活躍できる環境の整備、子育て支援力が高まること、子どもが育つ地域環境の改善、さらには、子どもの主体的な学びや行動の支援を通じて、子ども一人ひとりが大切にされ健やかに育つ社会の実現を目指す。	・青少年の健全育成
13	多様で活気あふれる事業活動の促進	高度な技術や付加価値の高い製品の開発支援、また、企業間の連携支援を通じて、事業活動が活発に行われることを促進し、行政、市民、事業者が一丸となった積極的なまちづくりにより地域の活性化を図る。	・産業人材育成 ・起業家支援 ・中小企業支援
14	にぎわいの創出による商業の活性化	地域ニーズに対応した市場・商店街を活性化させ、地域コミュニティの活性化を図るとともに、人、もの、情報が活発に交流することによるにぎわいを創出する。	・商業支援 ・商店街の活性化
15	ものづくり産業の集積と活性化	多種多様な産業集積を維持するとともに、更なる地域産業の活性化を図ることにより「魅力あるものづくり産業のまち」の実現を目指す。 環境負荷の低減など自然環境との調和及び地域の景観に配慮した取組みを推進することにより「環境ともものづくり産業が共生するまち」の実現を目指す。	・産業立地
16	雇用機会の確保と就労支援の促進	市民が働くことにより安定した生活基盤を築けるよう、多様な働き方の創出と働く機会にめぐり会えるための支援を行います。 市内企業にとって将来を担うべき人材の確保ができるよう支援する。	・就業支援 ・就労環境整備 ・職業教育
17	快適で暮らしやすい住環境の形成	身近な地域の住環境の向上に向けた取組による、良好な住環境の創出や保全により、魅力あるまちなみを形成し、市民が安心して住み続けられる快適で暮らしやすい住環境の形成の実現を目指す。	・住環境整備 ・市営住宅の管理 ・公園・緑地・街路樹などの整備と管理 ・景観の保全
18	市民生活を支える安全・安心な空間の創出	既存の社会基盤を最大限活用するとともに、必要な整備や、計画的・効率的な維持管理による安全性の確保、防災対策などへの意識向上に対する啓発等に取り組めます。また、道路ネットワークの強化、円滑な交通流の確保、持続可能な地域交通体系の構築、治水機能の強化や密集市街地の改善などにより、災害に強く、利便性と安全性が確保されたまちを目指す。	・都市インフラ
19	消防・防災体制の充実強化	災害のあり様が複雑多様化する中、災害による被害を最小限に食い止め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していくために、消防・防災体制を強化するとともに、行政と市民が強く連携し、日常の災害や大規模災害に立ち向かう地域防災力を身に付けたまちの実現を目指す。	・消防・救急 ・防災対策
20	地域の歴史遺産の保存と活用	市民が、地域の歴史に関心を持ち、市内に現存する史跡・文化財に親しむことにより、地域への理解を深め、尼崎に対する愛着や誇りを育むことを目指す。 文化財や歴史資料を保存し、次世代に引き継いでいくとともに、本市の歴史や文化財の魅力を広く情報発信し、尼崎の地域資源をPRする。	・地域の歴史 ・文化財の保存と活用
21	学校教育の充実	生きる力を備えた子どもたちを育むために、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現を目指す学校教育を展開するとともに、子どもたちが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境の整備・充実に努める。 家庭、地域、学校園が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもたちを守り育てていく環境を目指す。	・学校教育
22	社会教育・スポーツの推進	市民が生涯を通して学習に取り組み、学習と交流を通じて生きがいを感じることができる環境を整え、その学習の成果をまちづくりにつなげていけるような人材を育てていく。 子どもから高齢者まで、市民の誰もがスポーツに関心を持ち、“気軽に・いつでも・どこでも、安全に”スポーツに取り組み健康な生活を営むことができるよう生涯スポーツの振興に努める。	・社会教育 ・スポーツ振興

4. 施策別の取組（各論）

各施策における取組は、「ありたいまち」という4つの目標を共有しています。各施策は、4つの「ありたいまち」のうち、1つ以上に対して、どのような取組を進めるのかを示しています。

ここでは、「施策」として「行政が取り組むこと」にあわせて、「市民や事業者の皆さんができること」や、また、「その活動に対して行政として支援できること」

各論の構成（施策の見方）

1. 施策のねらい
この施策がめざす将来の尼崎市の姿です。

2. 現状と課題
施策をとりまく現状と課題について整理しています。
尼崎市として活用できる資源などがあれば合わせて記載しています。

3. 施策の展開方向
4つの「ありたいまち」のうち、この施策と関係性の高いものについて、それぞれの「ありたいまち」の実現に向け、この施策が「どのように貢献していくか」という視点で、施策を展開していく方向を整理しています。

持続可能な環境と共生するまちづくり

1. 施策のねらい	
	地球温暖化の防止、循環型社会の形成、生物多様性の保全・育成、環境負荷への低減などに市民、事業者、行政が一体となって取り組み、未来の子供たちや動植物が良好な環境や限りある資源を享受できるまち、「持続可能な環境と共生するまち」の実現を目指します。
2. 課題	
	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化による気候変動によって、異常気象が多発し生態系への影響など、様々な被害が発生 ・資源やエネルギーを循環的に利用する循環型社会の構築 ・都市地域における自然環境の多面的機能保全・育成の推進 ・生産活動、日常生活、交通等の社会活動から生じる環境への負荷の低減対策 ・市民、事業者、行政が一体となった持続的な環境保全・創造の仕組みづくり
	主なデータ貼付
3. 施策の展開方向	
ありたいまち	展開方向
(1) 人が育ち、互いに支えあうまち	<ul style="list-style-type: none"> ・1人ひとりが環境保全・創造を考える意識を醸成し、行動する人を増やします。 ・市民、事業者、行政が一体となって取り組みを進めることにより、人と人を繋ぎネットワークの強化や地域コミュニティの醸成を図ります。 ・取り組みに参加する人が情報を共有するため、広報誌やインターネット、メディアを効果的に活用した情報の発信や集約を行います。
(2) 健康、安全・安心を実感できるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心を実感できる良好な環境の保全に努めます。
(3) 地域の資源をいかした活力あるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全・育成の意義や、身近な自然の大切さを認識し地域にある多様な自然環境を保全・創造する活動につなげていきます。 ・多様な生態系を育む森づくりや運河などの水辺環境の回復・創造、水と緑の回廊づくりに取り組みます。 ・水、風、緑によるヒートアイランドの抑制などの取り組みを推進します。 ・地球温暖化対策に貢献する製品の開発や製造・販売、購入を促し、環境と産業の両立を目指します。
(4) 次の世代によりよい明日をつないでいくまち	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの利用促進や環境負荷の少ないライフスタイルへの変革、産業のグリーン化などを推進し、持続可能な低炭素型のまちづくりを進めます。 ・ごみに対する意識を高め、ごみの発生・排出抑制や資源循環の推進を図り、循環型社会と低炭素社会を両立した効率的かつ持続可能なごみ処理システムの構築を図ります。 ・市民、事業者、行政が一体となって、多様な自然環境を未来にわたって継承するため、持続可能な環境保全・創造の仕組みづくりに努めます。 ・環境監視及び発生源対策を行い、環境負荷の低減に努めます。

も含めて記載しています。

今後、まちづくりを進めていくにあたって、この記載内容をきっかけに、市民・事業者の皆さんにも、それぞれができることについて考えていただきたいと考えています。

仮貼付
記載項目については、今後の各論審議に向けて、現在精査中です。

4. 各主体の役割

施策の展開方向に関する行政の役割を記載しています。

また、市民や事業者の皆さんに期待される役割、その取組が進むように行政が支援することについても記載しています。

たとえば、「行政(市)」の欄に、「()」などの記載がありますが、これは上段の「市民・事業者等」の欄の「 」の取組の支援などをするための行政の取組をあらわしています。

4. 各主体の役割	
市民・事業者等	地球温暖化の防止や循環型社会の形成などについて学び、自ら行動することを目指します。 家庭や事業所での省資源・省エネルギーの取り組みや自然エネルギーの利用を図ります。 エコドライブ運動などに取り組み、環境負荷の低減に努めます。 徒歩、自転車、公共交通機関の利用や、壁面緑化や屋上緑化などによるヒートアイランドの抑制に努め、低炭素型まちづくりを進めます。 環境に配慮した事業活動や地球温暖化対策に貢献する製品の開発や製造・販売、購入を促進します。 多様な自然環境や身近な生き物を大切にすることなどの生物多様性の保全・育成活動に参加します。 ごみの発生・排出の抑制に努め、排出されるものについては資源化、処理による減量化やエネルギー回収に努めます。
行政(市)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動グループ、事業者、学校と連携し、地球温暖化の防止や循環型社会の形成、環境保全などの啓発活動を推進します。() ・環境に関する常時監視や事業所に対する指導・規制を行います。() ・公共施設への自然エネルギーの率先導入や環境マネジメントシステムによる環境に配慮した事業活動を推進するとともに事業者の環境に配慮した事業活動や環境産業を支援します。() ・多様な自然環境などを活用し、生物多様性に配慮した取り組みを行い、これらの活動を支援します。() ・効率かつ、持続可能な一般廃棄物の処理システムを構築し、ごみの安定処理とエネルギー回収に努めます。()

5. 指標

施策の取組状況を測る「ものさし」として、数字で示される値です。

毎年度の施策評価において、この値の推移を見ながら、施策の展開状況の振り返りを行います。

5. 指標	
市民意識	策定時の値： [] 取組方向：↗
(指標の解説) ・市民意識調査において、「生物多様性の言葉の意味を知っている」と回答した市民の割合です。	
二酸化炭素排出量の削減	策定時の値： [] 取組方向：↘
(指標の解説) ・市内での二酸化炭素排出による地球温暖化に対する影響を図るための指標です。 ・本市では、2020年の二酸化炭素排出量を1990年比で15%以上削減することを目指しています。	
市民1人1日あたりのごみの排出量	策定時の値：520[g/人・日] 取組方向：↘
(指標の解説) ・市民1人1日あたりどれくらい「燃やすごみ」を排出しているかを図る指標です。 ・ごみの発生・排出の抑制やさらなる資源循環の推進を図り、平成21年度実績520(g/人・日)を平成32年度には480(g/人・日)まで減らすことを目指しています。	

6. 分野別計画

尼崎市が策定している個別の計画について、この施策に関連する計画をまとめています。

6. 分野別計画	
尼崎市環境基本計画、第2次尼崎市地球温暖化対策地場推進計画、尼崎市環境教育推進基本計画、一般廃棄物処理基本計画、分別収集計画、尼崎市農業振興計画、緑の基本計画、尼崎21世紀の森構想用語解説	

持続可能な環境と共生するまちづくり

1. 施策のねらい

地球温暖化の防止、循環型社会の形成、生物多様性の保全・育成、環境負荷への低減などに市民、事業者、行政が一体となって取り組み、未来の子供たちや動植物が良好な環境や限りある資源を享受できるまち、「持続可能な環境と共生するまち」の実現を目指します。

2. 課題

- ・地球温暖化による気候変動によって、異常気象が多発し生態系への影響など、様々な被害が発生
- ・資源やエネルギーを循環的に利用する循環型社会の構築
- ・都市地域における自然環境の多面的機能保全・育成の推進
- ・生産活動、日常生活、交通等の社会活動から生じる環境への負荷の低減対策
- ・市民、事業者、行政が一体となった持続的な環境保全・創造の仕組みづくり

主なデータ貼付

3. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(1) 人が育ち、互いに支えあうまち	<ul style="list-style-type: none"> ・1人ひとりが環境保全・創造を考える意識を醸成し、行動する人を増やします。 ・市民、事業者、行政が一体となって取り組みを進めることにより、人と人を繋ぎネットワークの強化や地域コミュニティの醸成を図ります。 ・取り組みに参加する人が情報を共有するため、広報誌やインターネット、メディアを効果的に活用した情報の発信や集約を行います。
(2) 健康、安全・安心を実感できるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心を実感できる良好な環境の保全に努めます。
(3) 地域の資源をいかした活力あるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全・育成の意義や、身近な自然の大切さを認識し地域にある多様な自然環境を保全・創造する活動につなげていきます。 ・多様な生態系を育む森づくりや運河などの水辺環境の回復・創造、水と緑の回廊づくりに取り組みます。 ・水、風、緑によるヒートアイランドの抑制などの取り組みを推進します。 ・地球温暖化対策に貢献する製品の開発や製造・販売、購入を促し、環境と産業の両立を目指します。
(4) 次の世代によりよい明日をつないでいくまち	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの利用促進や環境負荷の少ないライフスタイルへの変革、産業のグリーン化などを推進し、持続可能な低炭素型のまちづくりを進めます。 ・ごみに対する意識を高め、ごみの発生・排出抑制や資源循環の推進を図り、循環型社会と低炭素社会を両立した効率のかつ持続可能なごみ処理システムの構築を図ります。 ・市民、事業者、行政が一体となって、多様な自然環境を未来にわたって継承するため、持続可能な環境保全・創造の仕組みづくりに努めます。 ・環境監視及び発生源対策を行い、環境負荷の低減に努めます。

仮貼付
各施策の内容については、今後の各論審議において提示し、審議を踏まえ修正する。

4. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>地球温暖化の防止や循環形社会の形成などについて学び、家庭や事業所での省資源・省エネルギーの取り組みや自然エネルギーの利用を図ります。</p> <p>エコドライブ運転などに取り組み、環境負荷の低減に努めます。</p> <p>徒歩、自転車、公共交通機関の利用や、壁面緑化や屋上緑化などによるヒートアイランドの抑制に努め、低炭素型まちづくりを進めます。</p> <p>環境に配慮した事業活動や地球温暖化対策に貢献する製品の開発や製造・販売、購入を促進します。</p> <p>多様な自然環境や身近な生き物を大切にすることの生物多様性の保全・育成活動に参加します。</p> <p>ごみの発生・排出の抑制に努め、排出されるものについては資源化、処理による減量化やエネルギー回収に努めます。</p>
行政(市)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動グループ、事業者、学校と連携し、地球温暖化の防止や循環型社会の形成、環境保全などの啓発活動を推進します。() ・環境に関する常時監視や事業所に対する指導・規制を行います。() ・公共施設への自然エネルギーの率先導入や環境マネジメントシステムによる環境に配慮した事業活動を推進するとともに事業者の環境に配慮した事業活動や環境産業を支援します。() ・多様な自然環境などを活用し、生物多様性に配慮した取り組みを行い、これらの活動を支援します。() ・効率的かつ、持続可能な一般廃棄物の処理システムを構築し、ごみの安定処理とエネルギー回収に努めます。()

5. 指標

市民意識 策定時の値： [] 取組方向：↗

(指標の解説)

- ・市民意識調査において、「生物多様性の言葉の意味を知っている」と回答した市民の割合です。

二酸化炭素排出量の削減 策定時の値： [] 取組方向：↘

(指標の解説)

- ・市内での二酸化炭素排出による地球温暖化に対する影響を図るための指標です。
- ・本市では、2020年の二酸化炭素排出量を1990年比で15%以上削減することを目指しています。

市民1人1日あたりのごみの排出量 策定時の値：520[g/人・日] 取組方向：↘

(指標の解説)

- ・市民1人1日あたりどれくらい「燃やすごみ」を排出しているかを図る指標です。
- ・ごみの発生・排出の抑制やさらなる資源循環の推進を図り、平成21年度実績520(g/人・日)を平成32年度には480(g/人・日)まで減らすことを目指しています。

6. 分野別計画

尼崎市環境基本計画、第2次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画、尼崎市環境教育推進基本計画、一般廃棄物処理基本計画、分別収集計画、尼崎市農業振興計画、緑の基本計画、尼崎21世紀の森構想

用語解説

ありたいまちに向けた各施策の取組一覧（施策マトリックス詳細版）

	施 策	人が育ち、互いに 支えあうまち
1	多様な主体が支えあう地域づくり	
2	「人権文化の息づくまち・あまがさき」の実現	
3	持続可能な環境と共生するまちづくり	
4	安定した医療保険・年金制度の運営を目指して	
5	地域の魅力を磨き、人を呼び集めるまちづくり	
6	安心できる安全で豊かな消費生活の実現	
7	誰もがその人らしく暮らせる地域福祉社会の実現	
8	生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまちづくり	
9	障害者が自立し地域で暮らせる社会の実現	
10	高齢者が安心して暮らせる地域社会の構築	
11	すべての人がいきいきと健康に 安心して暮らせるまちづくりの推進	
12	安心して子育てができ、 子どもが健やかに育つ環境の創出	
13	多様で活気あふれる事業活動の促進	
14	にぎわいの創出による商業の活性化	
15	ものづくり産業の集積と活性化	
16	雇用機会の確保と就労支援の促進	
17	快適で暮らしやすい住環境の形成	
18	市民生活を支える安全・安心な空間の創出	
19	消防・防災体制の充実強化	
20	地域の歴史遺産の保存と活用	
21	学校教育の充実	
22	社会教育・スポーツの推進	

5. 計画における主要取組項目

この計画は、「策定の趣旨」で示したように、行政が施策として取り組むことを中心として、市民や事業者の皆さんができることなども含めてまとめたものですが、ここでは、「ありたいまち」に向けて取組を進めるに当たって、行政として特に力を入れて取り組むことを「主要取組項目」として示します。

(1) 主要取組項目について

「ありたいまち」に近づいていくためには、各論で示したように、福祉や環境、教育などのさまざまな施策において、市民の生活を支えていくことを基本に、それぞれの取組を進めていかなければなりません。

一方、人が育ち、支えあいながら、安定した暮らしの中で継続的に社会に参画し、まちの活力や魅力を生み出していく、また、そのような状態を将来にわたって持続させていくために、未来に向けて重点を置いた取組を進めることが必要です。

そこで、ここで示す主要取組項目は、まちの活力を高めるとともに、結果として市民全体の暮らしを守ることにつなげることを意図してまとめています。

「人が輝き、いきいきと社会に参画し、そして、人が活躍する場となる地域の活力を創っていく。」

こうした考え方のもと、それぞれが能力を高め、そして、その能力を生かす場があり、さらにそれらがまちの魅力や活力につながっていくなかで、さまざまな立場の人がいきいきと暮らせるまちを築いていくことをめざします。

(2) 主要取組項目の取り扱い

この主要取組項目をもとに、計画期間の各年度において、事務事業の選択や見直しを行い、効果的な施策展開を図ります。

(3) 主要取組項目に関する施策間の連携

計画の推進に当たっては、それぞれの主要取組項目ごとに、施策体系マトリックスを見る中で、特に関連の深い施策において、施策間の連携を図ります。

(なお、主要取組項目は、今後、各論の審議を経た後、最終的に整理した「施策体系マトリックス(詳細版)」(11~12ページ)の縦軸も考慮してまとめます。)

1 人づくりと市民活動の振興

～「人が育ち、互いに支えあうまち」に向けて～

地域ぐるみで子どもの育ちを支え、子どもの生きる力や学力の向上を図る。
地域コミュニティの活性化を支援するとともに、市民のまちづくりに資する能力の養成・向上を支援し、地域での活動につなぐ。

- ・子育てファミリー世帯の転出超過傾向や、ひとり親世帯の増加傾向などが見られる中、学校、家庭、地域、行政が連携することなどによって、人と人のつながりのある暖かい地域コミュニティの中で子どもが育つことは、保護者にとって安心であるだけでなく、未来を担う子どもがより社会性豊かに成長することや、「地域への愛着」を育むことにもつながります。
- ・高齢化の進行や単身世帯の増加などが見込まれる中、多様なまちづくりの担い手が育ち、主体的に活動し、活躍できる開かれた地域コミュニティの形成は、あらゆる世代の意欲向上や生きがいを生み出すものであり、地域福祉の充実にも寄与するものです。さらに、日常の地域でのつながりを強くすることは、防犯や防災、減災など、非常時の対応力を高めることにもなります。

2 市民の健康と就労の支援

～「健康、安全・安心を実感できるまち」に向けて～

生涯を通していきいきと社会に参画できるよう、健康を支援する。
社会とつながりを保ち、安定した生活を送れるよう、就労や自立の支援に取り組む。

- ・要介護認定率や社会保障費に占める医療費の割合が高いなどの状況が見られる中、生活習慣の改善を啓発することなどによって病気の予防に取り組み、社会参画を阻害する要因を早期に排除するとともに、健康に関する意識の高揚を図ることは、市民生活の質の向上に大きく寄与するものです。
- ・若年層を中心に失業率が高い中、尼崎の産業資源を活かし、子どもや若年者が職業観を持つ機会を提供することや、雇用ニーズを考慮した職業意識の啓発・能力向上の支援、人材と企業のマッチングなどにより就労をサポートすることも、市民生活の安定、質の向上に重要な要素です。
- ・また、生活保護率が上昇傾向にある中、やむを得ず就労に至っていない人に対しても、ボランティア活動などを含めて何らかの形で社会に関わる機会を提供することは、社会からの孤立を防ぐことや就労意欲を喚起することにもつながります。
- ・これらのことは、高齢化の進行により人口構成のバランスが変わっていく中で、ひいては、市民生活を支える各種制度などにおける支え手を増やすことにもつながり、全体として市民生活の安定化につながるものです。

3 産業活力とまちの魅力の向上

～「地域の資源を活かし、活力が生まれるまち」に向けて～

社会や地域における新たなニーズに応え、雇用創出にもつなげる事業活動を支援する中で、地域内の経済循環を図る。

戦略的な情報の整理・構築・発信による「まちの魅力」の再発見・創出・向上を図り、尼崎の魅力を高める。

- ・産業都市として発展し、産業資源の豊富な本市において、地域における活発な産業活動は、雇用を創出し、市民所得を向上させるなど、まちを元気にする重要な要素です。尼崎市では、産業構造の変化や経済活動のグローバル化に対応し、新たなニーズに応える付加価値の高い産業や環境負荷の低減に資する産業などが発展する素地があります。
- ・高齢化の進行や生活様式の多様化などにより生活関連サービスなどの地域でのニーズが高まっていく中、また、環境やエネルギーについて市民生活や地域レベルでの取組に関心が高まっていく中、このようなテーマに対応する事業活動が活発化し、さらには社会的企業の活動や起業が生まれることは、地域での経済循環の促進に寄与するものです。
- ・人口の社会減少、特に、子育てファミリー世帯の転出超過傾向が見られる中、すでにある地域資源や行政が持つ資源を洗い出し、その価値を高めるとともに、地域の魅力向上につながる情報へと編集すること、さらに情報の属性にあわせてターゲットを絞って市内外へ効果的に発信することは、尼崎市の魅力を高める重要なテーマです。このようなシティプロモーションの取組により、尼崎に住み続けたい、住んでみたい、訪れたいと思う人が増えることは、まちの活気につながるものです。
- ・そして、働く人やまちへの愛着を持つ人、また、来訪者が増え、まちの活力を高めることは、ひいては、尼崎に暮らし、活動する人々が潤い、よりよい暮らしを送ることにもつながります。

4 まちの持続可能性を高める

～「次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち」に向けて～

よりよい生活環境の創出に向けた取組を促進する。

公共施設の耐震化等に取り組み、まちの防災性を高めるとともに、再配置と機能向上を図り、持続的・効果的・効率的に市民の活動を支える。

- ・市民の活発な活動と、事業者、行政の取組により、尼崎市の環境は大きく改善されてきました。現在も、身近な環境の改善に向けた協働によるさまざまな取組が見られます。一方で、このような成果や取組が十分に知られていない面もあります。市民自らが、身近な地域の環境や景観などに意識を持ち、その保全活動に取り組み、良好な住環境をつくっていくこと、さらに、行政としてそのような取組が進むような条件を整えていくことは、よりよいまちを未来に引き継ぐことにつながります。
- ・大規模災害の発生が懸念される中で、安全性・防災性・公共性の視点を優先し、公共施設の耐震化等の取組により、将来にわたってまちの防災力を高めることは、市民生活の安全・安心とまちの持続可能性を高めるものです。
- ・また、人口減少下にあるとともに、行政が持つ財源などが限られる中で、市民活動をサポートし続けられる持続可能な状況をつくっていくことは、未来に向けて大変重要なことです。ファシリタマネジメントの考え方を踏まえ、施設の再配置と維持管理コストの最適化を図るとともに機能や利便性の向上を図ることは、市民活動の持続的な支援につながるものです。

6. 行政運営

(1) 財政健全化の取組

収入の向上に向けた取組

市民、事業者、行政が協力し、地域経済の活性化などに努め、まちの発展や収入の確保を図ります。

また、税をはじめとした市の債権全般の効率的な管理や、課税における客体の把握、使用料などの公共サービスの受益に応じた負担の適正化などの取組を進めます。

財政規律の確保

今後のさらなる高齢化の進行による社会保障費の増加や負債の償還に伴い、多額の収支不足が見込まれます。また、今後の社会経済情勢の先行きも不透明な状況にあります。

こうした中で、行政として「ありたいまち」に向けて施策を展開する上でも、財政の収支バランスの改善による中長期的に持続可能な財政構造の構築に努め、自治体として自律的な運営を維持します。

将来負担を見据えるとともに社会情勢の変化に備える取組

将来世代に過度の負担を転嫁することや、課題を先送りすることはできる限り避けるよう取り組みます。

さらには、災害などの緊急的な財政需要にも対応できるよう、基金残高の確保に努めるなど、社会経済情勢等の変化に強い、弾力性のある財務体質への転換をめざします。

(2) 行政改革の取組

仕事に取り組む視点

「ありたいまち」の実現に向け、各論における「4. 各主体の役割」の記載をもとに、行政として、市民や事業者の力がより発揮されやすい環境をつくっていくことに取り組みます。

行政組織

円滑な計画の推進が図られるよう、必要に応じ組織の見直しを行います。

職員の人材育成

市民とともに考え、行動できる職員の育成に取り組みます。

(3) 情報発信と市民の市政参画の促進

行政情報の発信

市民生活に必要な情報が、その情報を必要とする市民に伝わるよう、情報の属性にあわせた効果的な発信に努めます。

また、市政における課題や取組を共有できるよう、わかりやすい行政情報の発信に努めます。

市民の市政参画の促進

市政運営において、市民からの意見や評価を取り入れることに努め、市民の市政への参画を進めます。

なお、具体的な取組については、別途、行政改革に関する計画を策定します。

7. 計画の推進

(1) 施策の評価

「ありたいまち」に近づけていくためには、計画を推進していく中で、社会情勢や市民意識などを踏まえ、施策の展開状況を絶えずチェックしていくことが必要です。

そのためには、継続的に、各施策において「ありたいまちに向けて、事業が効果的に展開されているか」、また、「ありたいまちにより近づくためには何をしないといけないのか」といった視点で取組状況の振り返りを行い、その結果に基づいて施策における事務事業展開の見直しを行うことが必要です。

各施策における取組状況の把握

各施策における取組状況を把握するために、「施策評価」と「市民意識調査」により、毎年度「振り返り」を行います。

これらの結果を公表し、各施策の成果や課題を市民や事業者の皆さんと共有することに努め、その後のまちづくりに生かしていきます。

施策評価

各施策でどのような取り組みが行われ、市民生活にどのような効果があったか、また、どのような課題があるのかを振り返るために、毎年度、施策単位での評価を行います。

その結果をもとに、翌年度における施策の展開方向の確認を行うとともに、新規事業の立案や既存事業の改廃などの見直しに反映していくことにより、効果的・効率的な施策展開が図られるよう努めます。

市民意識調査等

各施策に関する市民の意識や行動、また、施策に対する「重要度」や「満足度」などを把握し、施策展開の参考としていくため、毎年度、市民意識調査を実施します。

また、個々の事務事業に関しては、行政による評価を行うとともに、主なものについては市民目線での評価も行い、意見を踏まえて見直しにつなげます。

(2) 施策の重点化等

ありたいまちに向け、全ての施策に資源を投入し、成果を向上させていくことが理想ですが、将来世代に過度の負担を転嫁しないためにも、財政的な制約を十分踏まえ、限られた資源を配分していく必要があります。

そうしたことから、毎年度の施策展開に当たっては、「施策評価」と「市民意識調査」の結果とともに、「5. 計画における主要取組項目」や、その他、緊急の対応を要する突発的な社会的課題などを踏まえ、総合的な視点から事務事業を選択していきます。

なお、公共施設などの社会基盤については、市民活動や経済活動などのさまざまな都市活動を支えるものであるとともに、防災面でも重要な役割を果たすものですが、その維持・更新等に関する投資的事業については、事業単位で複数年度に

わたる取組が必要なものが多くあります。

こうしたことから、これにかかる事業量の調整については、別途、複数年度（3カ年程度）を見通した計画を立て、一定の予算枠を確保する中で、優先度の高いものから実施していくこととします。

8. 共通する基本的事項に関する考え方

(1) 人口・交流人口

記載項目案

- ・人口推移、推計人口（平成22年度国勢調査結果を基にした推計）
- ・総数より年齢構成を重視
- ・まちの魅力の創出による交流人口の増
- ・基本計画に基づく取組を進めることで、結果的に高齢化の速度の緩和（人口構成のバランスの維持）や交流人口の増加を図ることを意図。

(2) 土地利用

記載項目案

- ・基本的な考え方
- ・用途別の考え方
住宅地、工業地、住工複合地、商業・業務地、その他（公園・緑地、河川・水路、農地等）のそれぞれの用途地域の課題の改善や魅力の向上に向けた取組方向をまとめる。
- ・地域住民による取組の視点
地域の住民や事業者による地域の課題解決や魅力の向上に資する取組（地区計画等）を支援し、地域魅力の創出を図る。